

ID: 5450

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	長期優良住宅建築等計画の変更の認定 (登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証の添付がなく、建築確認の審査の申し出がある場合)		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項		
法令番号			
【基準】 長期優良住宅の普及の促進に関する法第8条(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)第1項～第3項、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年2月24日国土交通省告示第209号)の規定による。			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日